

Alertmarker+(アラートマーカ-サービス約款

第1章 本約款の目的

第1条 (本約款の目的)

1. Alertmarker+(アラートマーカ-)サービス約款 (以下「本約款」という。) は、日本無線株式会社 (以下「弊社」という。) が運営する、Alertmarker+(アラートマーカ-)サービス (以下「本サービス」という。) の使用条件について、定めることを目的とします。
2. 本サービスには、各種取扱説明書があります。この取扱説明書も本約款の一部を構成するものとします。本約款と取扱説明書の内容に相違がある場合は、取扱説明書が本約款に優先するものとします。

第2章 定義

第2条 (定義)

本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下のとおりとします。

1. 本サービス
主たるコンテンツの映像が映る表示装置上に、防災情報、お知らせ情報等を Alertmarker BoX (アラートマーカ-ボックス) (以下「BoX」という) 経由でディスプレイに情報を表示させるサービス
2. パートナ-契約者
弊社が定める所定の「Alertmarker+(アラートマーカ-)サービス パートナ-契約書」により弊社との間でパートナ-契約を締結した者。
3. サービス使用者
本約款の各条項に同意した上で、使用申込書 (以下、「申込書」という) により、弊社またはパートナ-契約者と契約を締結した者。
4. 利用者
本サービスによってディスプレイ (表示装置) に混合表示される映像を視聴する者。
5. サービスアプリ
本サービスを利用するために必要なアプリケーション (「Alertmarker+Cloud サービス」と「BoX アプリ」)。
6. 提供データ
国、地方公共団体その他の第三者からの提供を受けて表示するデータ
7. 作成データ
サービス使用者が作成した文字情報等のデータ。
8. 全データ
サービスアプリ及び提供データ、作成データを含む、本サービスに係る全てのデータ。
9. BoX
本体とドコモ UIM カード (以下「SIM カード」という。) から構成される、本サービスを使用するために必要な専用端末。
10. 対応端末
本サービスを使用することができる端末 (取扱説明書に記載)。
11. ディスプレイ
本サービスで出力されるデータを表示させる装置 (取扱説明書に記載)。
12. 主たるコンテンツ
本サービスにより表示される情報以外のディスプレイで表示する映像及び音声。

第3章 本サービスの内容と使用の条件

第3条（使用条件）

1. サービス使用者は、本約款の内容に同意したうえで、本サービスを使用するものとします。尚、パートナー契約者を経由して本サービスがサービス使用者に提供される場合は、パートナー契約者自らも本約款の規定を遵守するものとします。
2. 本サービスは、その対価として月額サービス料金を受領するものとします。
3. サービス内容は逐次更新されるものとします。
4. 本サービスは、テレビジョン放送などから公衆送信された映像をはじめ、著作物を表示する一切の映像に対して使用することはできません。使用した場合は、電波法等の法令に基づき、罰せられることがあります。
5. 対応端末の種別、サービスアプリのバージョン、サービス使用者の契約状態等により、本サービスで使用できる機能に制限が生じる場合があります。
6. 本サービスの利用により、主たるコンテンツの品質に影響が及ぶ場合があります。
7. 本サービスは、日本国内の株式会社NTTドコモの docomo IoT 回線管理プラットフォームを使用しており、当該通信事業者以外の通信回線及び電波到達状況により使用できない場合があります。
8. 弊社は、本サービスについて、サービス使用者及び利用者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、適格性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではありません。また、サービス使用者及び利用者は、これらに関連した損害（事故による損害、営業上の利益の逸失による損害を含み、これらに限らない）が生じたとしても補償や賠償を求めないことに同意した上で、本サービスを使用するものとします。

第4条（本約款の変更）

弊社は、事前の通知または承諾なくして本約款の全部又は一部を変更することがあります。この場合、本サービスの使用条件は、変更後の本約款によるものとします。

第5条（知的財産権等）

1. 本サービスに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、弊社又はディスプレイに表示される作成データ等の情報の権利保持者に帰属します。
2. パートナー契約者、サービス使用者及び利用者は、本サービスに係る知的財産権その他一切の権利を登録出願、移転登録申請または行使してはならないものとします。

第6条（免責事項）

弊社は、自己の責に帰し得ない事由によるものの他、以下の事項に起因して、パートナー契約者、サービス使用者、または利用者が被った損害について、一切の賠償の責を負わないものとします。

- (1) パートナー契約者、サービス使用者が本約款に違反した場合
- (2) 本サービスが商業目的で使用された場合
- (3) 提供データ又は作成データに誤り、欠落又は遅延がある場合
- (4) サービスアプリの瑕疵、BoXの故障に対する処置が完了するまでの間、サービス使用者及び利用者が、本サービスを使用または利用できないことに起因する場合
- (5) BoX及び附属品を本サービス以外の目的に使用し、又は改造した場合
- (6) 本サービスが使用可能な、取扱説明書に記載されているBoX、対応端末及びディスプレイ以外で使用された場合
- (7) 全データがサービス使用者または利用者及びその他第三者により翻案・改変されたことに起因する場合
- (8) 本サービス以外のプログラムもしくは製品との組み合わせに起因する場合
- (9) コンピュータウイルス感染に起因する場合
- (10) 天変地異、その他不可抗力に起因する場合
- (11) 使用申込の内容に誤りがある場合
- (12) その他、パートナー契約者、サービス使用者または利用者により不適切な行為、妨害行為または不作為があったと弊社が判断する場合

第7条（禁止事項）

パートナー契約者及びサービス使用者は、本サービスの使用にあたり以下の行為を行い、又は利用者、第三者にこれを行わせてはならないものとします。

- (1) 全データについて、改変又は改ざんする行為あるいは逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行う行為
- (2) コンピュータウイルス、その他不正なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- (3) BoX 及び付属品の分解または改造
- (4) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為
- (6) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (7) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (8) 第三者の名誉を毀損する行為又は毀損するおそれのある行為
- (9) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を故意に配信する行為
- (10) 配信の許可を得られない提供データを配信する行為
- (11) 宗教、人種、性、民族、人権及びその他のあらゆる偏見に基づく信条をもった情報を配信する行為
- (12) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、または本サービスの配信を妨害する行為
- (13) その他弊社が不適切と判断する行為

第8条（サービスアプリの瑕疵）

弊社は、サービスアプリに瑕疵が発見された場合で、当該瑕疵の補修が必要であると判断したときは、適切な処置を施すものとします。この場合、サービス使用者及び利用者は、処置が完了するまでの間、本サービスを使用または利用できないことがあります。

第9条（BoX の故障）

弊社は、Alertmarker BoX が故障した場合、パートナー契約者及びサービス使用者からの要請に基づき、弊社の判断により適切な処置を施すものとします。この場合、サービス使用者及び利用者は、処置が完了するまでの間、本サービスを使用または利用できないことがあります。

第10条（通知）

1. 弊社は、本サービスに関して、パートナー契約者またはサービス使用者に対し必要と思われる通知を、弊社が適切と判断する方法により行うことができます。
2. 前項各号に掲げる方法によるパートナー契約者またはサービス使用者への通知はすみやかに行うものとし、弊社が前項に定める通知を発した時点になされたものと見なします。

第11条（本サービスの中断・停止・使用制限）

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当した場合は、本サービスの全部又は一部の配信を中断することがあります。

- (1) 天変地異等の不可抗力により本サービスが配信できなくなった場合
- (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する場合
- (3) 本サービスを配信するために使用される機器、設備等に故障、障害等が発生した場合
- (4) サービスアプリのバージョンアップなど本サービスの改善若しくはサービス向上を図るとき。
- (5) 災害の予防、電力供給の確保又は秩序の維持など公共の利益のために中断が必要な場合
- (6) 弊社の運用上又は技術上の理由で中断する必要がある場合

2. 弊社は、パートナー契約者及びサービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると弊社が判断したときは、事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の配信を停止することができます。

- (1) 第7条（禁止事項）に違反したとき
- (2) 申込内容に虚偽の内容が含まれていることが判明したとき

- (3) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき
 - (4) その他本約款に違反したとき
3. 弊社は、前2項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限を行うことができるものとします。
4. 弊社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の配信の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、弊社が第10条に定める方法によりサービス契約者に通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。

第12条（個人情報の取扱）

1. 弊社は、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、サービス使用者が本サービスを使用するにあたり、弊社が入手したパートナー契約者及びサービス使用者の個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取り扱いについて」<http://www.jrc.co.jp/jp/privacy.html>に従い取り扱います。なお、弊社の個人情報規定が変更された場合は、その規定に基づき適切に管理します。
2. 弊社は、パートナー契約者及びサービス使用者より入手した個人情報を以下の目的のためにのみ利用するものとします。
- (1) 本サービスの運営及び各種手続のため
 - (2) ご意見・ご感想をいただくため
 - (3) お問い合わせや資料請求などに対応するため
 - (4) 市場調査や新しい商品・サービスの開発のため
 - (5) 各種イベント・キャンペーンなどの案内のため
 - (6) 電子メール配信サービスや刊行物などの発送のため
 - (7) 会計監査上の確認作業のため
 - (8) その他弊社の事業に付帯・関連する事項のため

第4章 本サービスの解除

第13条（サービス使用者による解除）

1. サービス使用者は、弊社もしくはパートナー契約者の定める方法により申込内容の解除、変更を申込むことができます。
2. 前項に定める申込みによる解除は、弊社もしくはパートナー契約者が解除の申込みを受領し、所定の手続が完了した時点で解除が成立するものとします。

第14条（弊社による解除）

- 弊社は、パートナー契約者またはサービス使用者が次の各号の一に該当すると判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本サービスの全部又は一部を解除できるものとします。
- (1) 申込書の内容が事実と反していることが判明した場合
 - (2) 第7条（禁止事項）に違反した場合
 - (3) 月額サービス料金の支払いを2ヶ月以上滞納した場合
 - (4) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受けた場合
 - (5) 弊社に危害若しくは損害を及ぼした場合、又はそのおそれがある場合
 - (6) 反社会的勢力と何らかの関係を有すると判断された場合
 - (7) その他、本サービスの配信を継続できないと認められる相当の事由がある場合

第15条（使用契約の終了後）

1. 解除後、パートナー契約者またはサービス使用者は、BoXに内蔵されているSIMカードを弊社へ返却するものとします。
2. 解除後は、本サービスをご使用いただくことはできません。

第5章 その他

第16条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠するものとします。